１８０日を超える
入院に係る保険外併用療養費

１日　　3,190円

1. 厚生労働大臣の定めるところにより、長期間入院されている方の入院料は一部保険給付から外れるため、入院料の一部を患者さんにご負担いただいております。
2. これにより当病院では、上記の金額を請求させていただきます。なお、該当される患者さんには、あらかじめご説明をさせていただきます。

病院長